

静岡県告示第39号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定に基づき消毒を命ずる。

令和7年1月28日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 実施の目的
県内の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ発生予防のため
- 2 実施する区域
静岡県内全域
- 3 実施の期日
令和7年1月31日から令和7年3月31日まで
- 4 消毒方法、清潔方法またはねずみ、昆虫等の駆除方法の別
消毒方法
- 5 実施の方法
家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第3の消毒方法